平成２２年（フ）第４３７号
愛知県みよし市打越町三本松30番地48　センペル501号
破産者　平井　　泰
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
大分市城原2368－２　大在ＭＧビル1110号室、住民票上の住所大分市小佐井２丁目１番32号
破産者　山本　伸治
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９号
北海道白糠郡白糠町西庶路東２条北１丁目１番地１
破産者　井出　　操
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
福島県白河市古高山１番地65　ハートハウス101
破産者　矢田部清伊
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
群馬県太田市茂木町637番地１
破産者　遠藤　　勉
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８４０号
さいたま市緑区大字中尾1274番地10、旧住所埼玉県川口市東川口１丁目５番10号　アドリーム東川口102号
破産者　高橋　　聡
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
さいたま市緑区大字中尾1274番地10、旧住所埼玉県川口市東川口１丁目５番10号　アドリーム東川口102号
破産者　高橋知壽子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
埼玉県加須市北下新井697番地７
破産者　武藤　紀子（旧姓大塚）
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５７号
埼玉県戸田市笹目南町10番10―1002号
破産者　岡本　光央
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
埼玉県川口市芝中田１丁目29番19号　ジュネスⅠ―102号
破産者　星　　弘美
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５６号
さいたま市岩槻区東町２丁目１番27―201号
破産者　橋本　和彦
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
埼玉県本庄市万年寺３丁目15番13号
破産者　鷲塚　雅弘
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９１号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬1101号、開始決定時の住所富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬2407号室
破産者　山田　邦雄
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬1101号、開始決定時の住所富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬2407号室
破産者　山田　美静
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７１号
千葉県八街市八街ろ95―198、開始決定時の住所富山県高岡市大野316番地３、住民票上の住所山形県寒河江市本町２丁目６番58号ヴィンテージパレス弐号館202
破産者　西元　秀行
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４２１号
山梨県甲斐市富竹新田104―１、住民票上の住所山梨県甲斐市富竹新田436番地
破産者　大和　夏美
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長野県北安曇郡松川村5721番地1459、開始決定時の住所長野県安曇野市穂高有明7403番地30
破産者　鳴澤　豁郎
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５７号
三重県名張市赤目町一ノ井312番地１　一ノ井市営住宅56号、前住所三重県名張市富貴ケ丘５番町116番地
破産者　杉本　　浩
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部